ト田消防本部消防職員委員会連宮要領の一部改正新旧	対照表
改正前	

(趣旨)

第1条 この要領は、下田消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年下田 地区消防組合規則第1号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、下 田消防本部消防職員委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な 事項を定めるものとする。

(委員会の開催時期等)

第5条 【省略】

- 2 規則第9条第2項の委員への通知は、委員会開催通知書(様式第5号)によ り行うものとする。
- 3 規則第9条第2項の意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者への通 知は、消防職員委員会意見審議区分通知書(様式第6号)により行うものとす る。

(趣旨)

第1条 この要領は、下田消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年下田 地区消防組合規則第1号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、下 田消防本部消防職員委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な 事項を定めるものとする。

改正後

(委員会の開催時期等)

第5条 【省略】

- 2 規則第9条第3項の委員への通知は、委員会開催通知書(様式第5号)によ り行うものとする。
- 3 規則第9条第3項の意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者への通 知は、消防職員委員会意見審議区分通知書(様式第6号)により行うものとす る。

※様式部分は、割愛